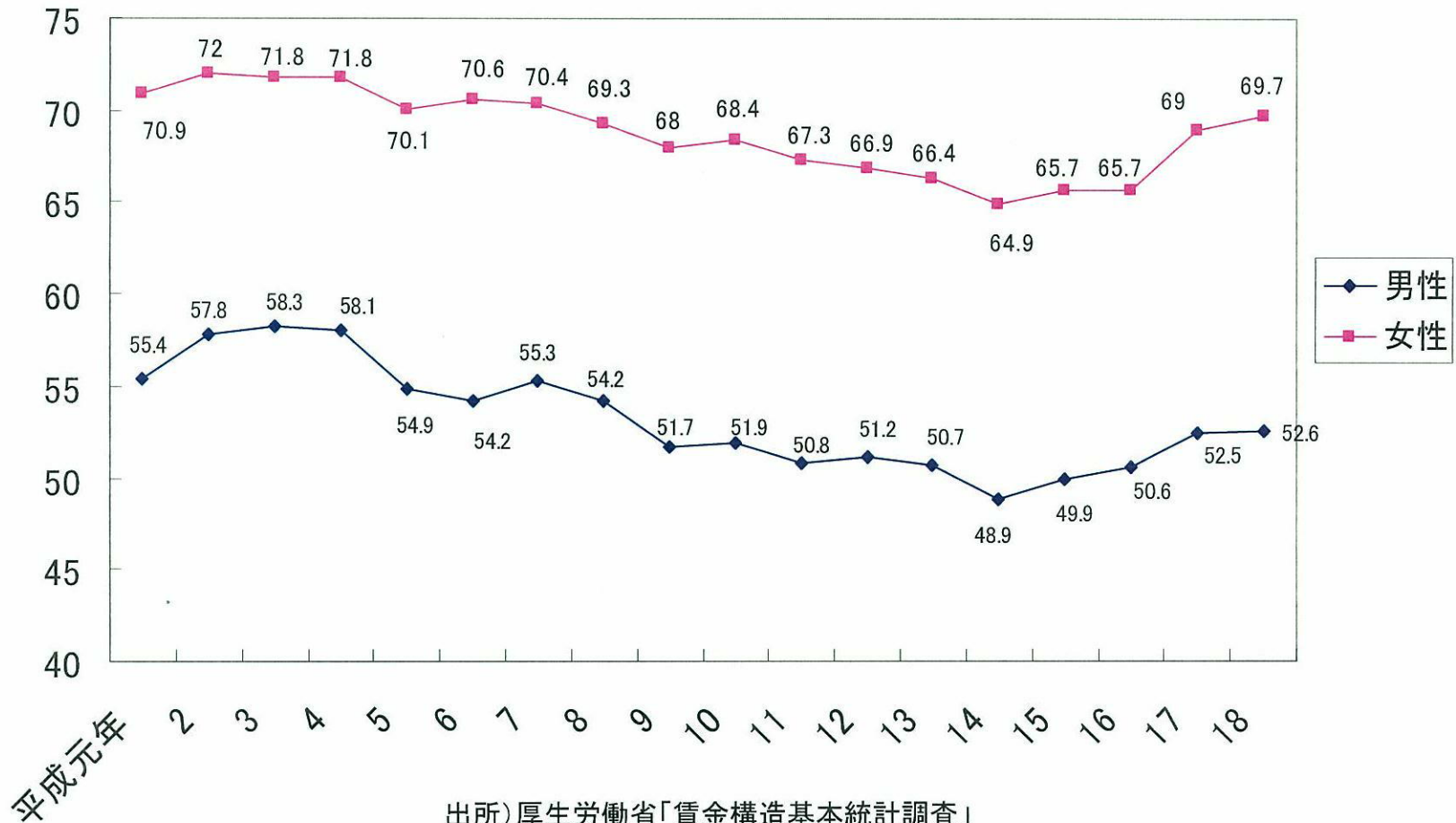


図表49 一般労働者とパート労働者の1時間当たり所定内給与額格差の推移



出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 一般労働者(男性・女性)を100とした場合の水準

2 平成17年から「パートタイム労働者」を「短時間労働者」に変更した。